

家畜衛生情報

鳥インフルエンザの特定症状を発見したときは、 速やかに届出をしてください！

家畜伝染病予防法により、農林水産大臣が指定する症状(**特定症状**)を発見した場合、都道府県知事へ届出することが義務となっています。

早期発見のため、常にこの特定症状を念頭において日々の健康観察を行うとともに、万一、特定症状を示す家きんを発見した時には速やかに中濃家畜保健衛生所へ通報してください。

対象家きん 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

特定症状とは

◆高病原性鳥インフルエンザ

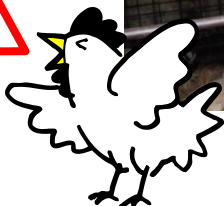
同一の家きん舎において、1日の死亡率が過去21日間の平均の2倍(家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く)

◆高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること(薬事法の承認を受けた動物用生物学的製剤を使用)

※特定症状の届出が適切に行われなかった場合には、罰則の対象となり得ます。また、本病の発生時に殺処分された家きんに対して支払われる手当金について、減額又は支払われない場合があります。

特定症状以外の異状が認められた場合にも、速やかに獣医師の診療・指導を受けましょう。



☆中国、台湾、香港(野鳥)では、高病原性鳥インフルエンザが継続発生しています。侵入防止対策も万全に！！

中濃家畜保健衛生所

〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1

TEL(0574)25-3111 FAX(0574)27-3092

E-mail: c24506@pref.gifu.lg.jp